「博士学位申請論文提出に必要な研究業績」について

（課程による者の博士学位申請論文の提出資格）
第２条　学位規則第４条第１項の規定により学位の授与を申請する者（以下「課程による者」という。）は、次の各号を満たしていなければならない。
一　指導教員から所定の研究指導を受け、論文提出に必要な研究業績を有していること。
二　提出日までに学費を完納していること。

論文提出に必要な研究業績は、以下のように定める。

次の（１）と（２）の両方を満たしていること

（１）次の(a)-(c)をすべて満たす業績を３本以上もっていること

(a)　単著の研究論文、調査報告、研究ノート、書評論文などであること

*査読付きの政策提言は可

*短信、書評、新刊紹介等は不可

(b)　一般投稿によるもので、依頼原稿ではないこと

(c)　全国的な規模の学会が発行する学会誌、あるいは、早稲田大学の箇所が発行する学術誌、あるいは、それに準じる学術誌に査読を経て掲載されていること

（２）次の(a)-(b)のいずれも満たす業績を３回以上もっていること

(a)　単独で行った口頭発表、ポスター発表、パネルディスカッションのパネリストなどであること

(b)　一般応募による発表で、招待や企画による発表ではないこと

上記の研究内容が自らの博士学位申請論文にどのように関わっているかについて、指定された書式（「研究業績関連説明書」）に記載し、博士学位申請論文に添付すること。